

ごみ減量・資源化チェックリスト

オフィス・事務所におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示してみました。
あなたの事業所独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。



Reduce

- ☐ 両面コピーの励行、使用済み用紙の裏面利用などにより、紙の使用量を削減している
- ☐ 会議資料の電子化などペーパーレス化を推進している
- ☐ 事務用品の使用量、購入量の把握・在庫管理をしている
- ☐ プラスチック削減の取り組みをしている（中面右側のプラスチックの削減の取り組み例を参照）
- ☐ 個人のごみ箱を撤去して、共有のごみ箱を設置している

Reuse

- ☐ 使用済み封筒・ファイル等の再利用をしている
- ☐ 通い箱・袋（運搬資材や梱包材の繰り返し使用）を導入している

Recycle

- ☐ 古紙（新聞・雑誌・段ボールのほか、雑がみ等）を分別・資源化している（中面左側の古紙分別を参照）
- ☐ 印刷用紙は再生紙を使用し、事務用品は再生品を使用している

その他

- ☐ 事業所内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
- ☐ 3Rによるごみ減量の意義、取り組みなどを従業員に周知している

事業系ごみの出し方

ごみとして廃棄するときは、適正に分別し、処理しましょう！

具体的な分別・排出方法については、収集を委託している許可業者や処理業者にご相談ください。

（事業活動から出る**プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等**は、**産業廃棄物**です。

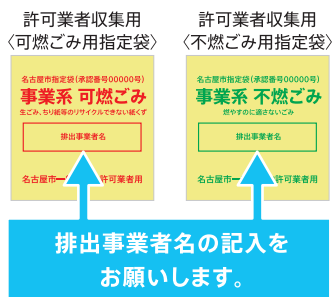
ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に処理委託することができます。

可燃ごみ等の 一般廃棄物の 処理方法は

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する
名古屋市一般廃棄物事業協同組合（☎052-961-5383）
- ②自ら処理施設に搬入する
各区の環境事業所へお問い合わせください。

廃プラスチック 等の 産業廃棄物は

産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
（一社）愛知県産業資源循環協会（☎052-332-0346）



※市の資源収集を利用する方法については、中面右下を参照

事業系ごみ・資源の分け方やごみの出し方の詳細・最新の情報については、
市公式ウェブサイトでご確認ください。

名古屋市 事業系ごみ

検索

各区の環境事業所一覧

お問合せ時間／午前8時～午後4時45分

千種環境事業所 ☎052-771-0424	東環境事業所 ☎052-723-5311	北環境事業所 ☎052-981-0421	西環境事業所 ☎052-522-4126
中村環境事業所 ☎052-481-5391	中環境事業所 ☎052-251-1735	昭和環境事業所 ☎052-871-0504	瑞穂環境事業所 ☎052-882-5300
熱田環境事業所 ☎052-671-2200	中川環境事業所 ☎052-361-7638	港環境事業所 ☎052-382-3575	南環境事業所 ☎052-614-6220
守山環境事業所 ☎052-798-3771	緑環境事業所 ☎052-891-0976	名東環境事業所 ☎052-773-3214	天白環境事業所 ☎052-833-4031

名古屋市環境局資源循環推進課

〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L 052-972-2390(直通)

F A X 052-972-4133

E-mail a2297@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



ターゲット 12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用
及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

令和6年4月発行



オフィス・事務所向け

事業系ごみ（事業活動に伴うごみの出し方）

減量・資源化ガイド

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することが必要です。少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。

- 分別・資源化等を行うことによりその減量に努めることも必要です。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条）

ごみの減量、資源化の効果



コスト削減

ごみの減量は、ごみ処理コストの削減につながります。



社会的責任

環境問題への関心が高まっている今、ごみ減量に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージ向上につながります。



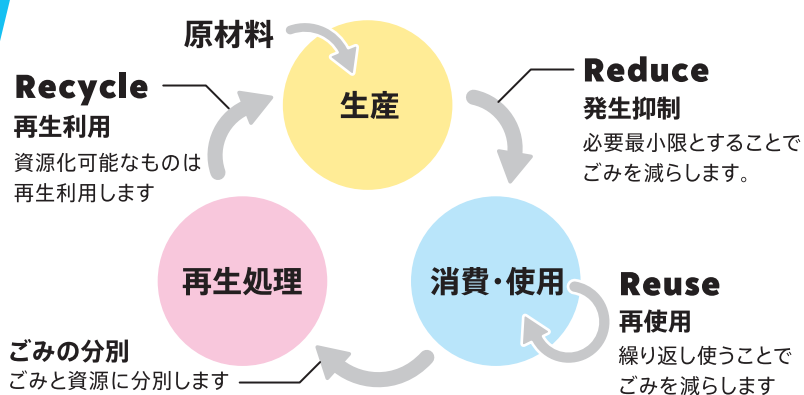
意識変革

ごみを出さないよう業務の見直しや合理化に取り組むことが、社員の意識啓発にもつながります。

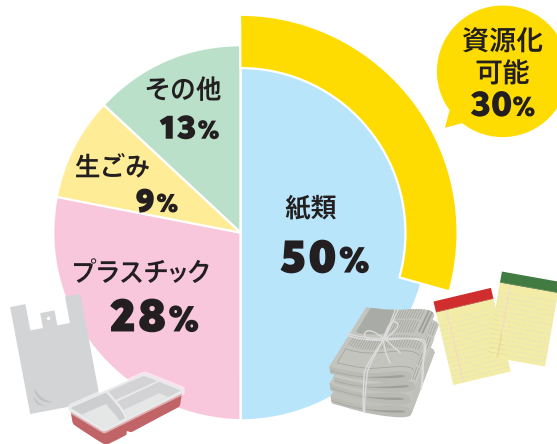
まずはごみの減量、そして資源化。

3Rとは？

ごみの減量・資源化の基本は、3Rとごみの分別です。まずはできる限り使用量を抑え（**Reduce**）、どうしても必要なものは繰り返し使い（**Reuse**）、資源化可能なものは再生利用（**Recycle**）します。



オフィス・事務所のごみの排出状況



特徴

- 排出されたごみのうち、紙類とプラスチックの2つが大部分を占めています。
- 紙類について、資源化可能な紙類（特に雑がみ）が多くごみに混入しています。

対応策

- まずは紙類、プラスチックの使用量の削減に取り組みましょう。
- 紙類は適切に分別することで、資源化が進みごみを減らすことができます。
- プラスチックを廃棄するときは、ルールを守り、適正に排出しましょう。

※令和4年度名古屋市事業系ごみ組成分析から推計（産業廃棄物や資源化されたものは含まない）

減量・資源化のすすめ方

古紙

！ 資源化可能な紙類は、
ごみ処理施設への
搬入が禁止されています！

古紙分別の基本は、「種類ごとに分けること」

古紙は種類によって再生利用される用途が異なるため、種類ごとに分けることが基本です。
(具体的な分別・排出方法は、収集業者にご相談ください。ビルに入居されている場合は、そのビルのルールに従ってください。)

▶ 資源化できる紙

新聞・雑誌・段ボール・OA用紙(コピー用紙)等

新聞 雑誌 (パンフレット・カタログ)
段ボール OA用紙(コピー用紙)

紐でしばって → 資源化

機密書類
※シュレッダーを使用する場合

シュレッダーに透明・半透明袋をセットすると... そのまま縛って出せます!

透明・半透明の袋に入れて → 資源化

雑がみ

雑がみが可燃ごみに混ざっているケースが多くみられます!

透明・半透明の袋に入れて → 資源化

▶ 資源化できない紙(禁忌品)

ティッシュ・食品や油で汚れた紙等 複写用紙(カーボン紙) レシート(感熱紙) シール・圧着ハガキ
紙コップ・紙皿(防水加工) コーティング紙・ラミネート加工紙等

事業系可燃ごみの指定袋に入れて → 可燃ごみ

古紙を排出する際に、製紙原料にならない禁忌品が混ざると、再生工程での機械トラブルや不良品の原因になります。(公益財団法人古紙再生促進センターウェブサイトより)

事例紹介 古紙の分別・資源化に取り組んでいます! なごや農業協同組合 猪高支店 様

古紙分別の改善に、支店を挙げて取り組んでいる。「**パッと見てわかる分別**」を心がけているとのこと。分別ボックスのごみの区分を示す表示板の色を、ごみの指定袋と同色にすることで、職員が直感でごみを分別しやすくなった。

また、様々な種類のごみを、職員が間違いなく適切に分別するのは難しいもの。そこで、どの分別ボックスに捨てればよいのか、感熱紙やコーティング紙などを列挙した分別リストを作成して掲示したり、分別がわかりにくいごみを分別ボックスに貼り付けるなどして、適切な分別を促している。

こうした取り組みも職員に定着しつつあり、支店長は、「持続可能な社会を実現するためには、一人ひとりの意識を少しずつ変えていかなければならない。ごみ分別は小さなことだが、その重要な一歩だと考えている。」と振り返った。



プラスチック

廃棄されたプラスチックが
焼却処分されることで
多くのCO₂が発生します!

プラスチックは暮らしや事業活動を支える大事な素材である一方で、その大量使用・大量廃棄は海洋汚染、地球温暖化、資源枯渇などの問題につながっています。事業所で使用しているプラスチック製品について、削減できるものはないか、他素材への置き換えができないかなど一度見直してみましょう。

ご存じ
ですか?

プラスチック資源循環促進法

事業者は、事業活動において使用するプラスチック使用製品について、積極的に排出抑制・再資源化等に取り組むことが求められています。

事業所から排出されるプラスチックの削減に取り組んでみましょう!

まずは

ACTION 1 減らす

- ペンなどの事務用品で詰め替え式のものを活用する
- 職員にマイボトル、マイ箸を使うように促す

従業員自らの行動が
はじめての一歩です!

どうしても必要なものは

**ACTION 2 大切に
つかう**

- リユース品や長く繰り返し使える製品を活用する
- プラスチック製品を大切に使用する
- 一時的に利用できるレンタル用品やシェアリングサービスを活用する

**ACTION 3 循環
させる**

- 備品等の購入時に、リサイクルしやすいもの、再生素材を使用したものを選択する
- 廃棄するプラスチック類の分別をしっかりと実践する

**ACTION 4 置き
換える**

- 備品等の購入時に、代替素材やバイオマスプラスチックを使用したものを選択する
- 製品、サービスの環境負荷削減の取組みをウェブサイト等で紹介する

(「名古屋市プラスチック削減指針」より)

市の資源収集を利用して資源化することもできます(家庭並み少量に限る)

現在、市が資源として収集している品目については、性状が家庭から出るものと同じで、かつ、1収集日につき、品目別の発生量が、45L(スプレー缶類は20L)の指定袋1袋まで(家庭並み少量)に限り、市の資源収集に出すことができます。

品目

紙製容器包装・雑がみ プラスチック資源※ 空きびん 空き缶 ペットボトル(フタ・ラベルを取る) スプレー缶類(中身を使い切る)

※プラスチック製容器包装・プラスチックのみでできている製品

市の資源収集に出す場合の注意点

- ・収集曜日・場所については、発生する区の環境事業所にお尋ねください。
- ・プラスチック資源、スプレー缶類は原則各戸収集のため、発生する区の環境事業所に申し出が必要です。
- ・家庭用資源指定袋で出してください。